

2) コラム形水中ポンプ設備

1. 適用範囲

この基準は、コラムパイプに水中モータポンプを取り付けて排水を行うコラム形水中ポンプ設備の製作・据付けに適用する。

1-1 適用条件

この基準が適用できるポンプ形式、ポンプロ径、計画吐出量及び揚程範囲は、表-4・41 を標準とする。

表-4・41 ポンプ形式、ポンプロ径、計画吐出量及び揚程範囲

ポンプ形式	ポンプロ径	計画吐出量	揚程範囲
コラム形着脱式 立軸斜流水中モータポンプ	700mm	1m ³ /s	6~9m

1-2 区分及び構成

コラム形水中ポンプ設備の区分及び構成は、表-4・42 のとおりとする。

表-4・42 区分及び構成

区分	構成
ポンプユニット	ポンプ本体、コラムパイプ
配管	吐出弁、吐出管、継手
電源・操作設備	発電装置(原動機、交流発電機、内蔵燃料槽、始動用蓄電池、充電器、発電機盤、操作盤)、接地端子箱、接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブルリール
付属設備	補助燃料タンク、照明設備、水位計

(注) 発電装置から独立して設置する操作盤は、電源・操作設備に含むものとする。

2. 直接製作費

2-1 直接材料費

エキストラは、原則として計上しない。ただし、仕様書に明記した場合は必要に応じ計上するものとする。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-4・43 のとおりとする。

表-4・43 機器単体品目

機器単体品目	ポンプ本体、コラムパイプ、弁、継手、発電装置、接地端子箱、接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブルリール、水位計
--------	--

(注) 発電装置から独立して設置する操作盤は、機器単体費で計上するものとする。

2-3 製作工数

(1) 吐出管

吐出管の製作工数は、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

ただし、吐出管は 1 系統毎に 1 本(基)として、区分 D により積算するものとする。

(2) 付属設備

付属設備の製作工数は、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

2-4 工場塗装費

吐出管及び付属設備の塗装費は、「第 19 章 塗装」によるものとする。

2-5 間接製作費

(1) 間接労務費

吐出管及び付属設備の製作に係る間接労務費は、「第 1 章一般共通」によるものとし、間接労務費率は鋼製付属設備に準ずるものとする。

(2) 工場管理費

吐出管及び付属設備の製作に係る工場管理費は、「第 1 章一般共通」によるものとし、工場管理費率は鋼製付属設備に準ずるものとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次式のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{据付材料費} + \text{補助材料費}$$

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付材料費} = \text{据付材料所要量} \times \text{据付材料単価}$$

(3) 補助材料費

補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-4・44 によるものとする。

表-4・44 据付補助材料費率 (%)

据付補助材料費率	2
----------	---

3-2 据付工数

(1) 固定設備据付工数

固定設備の据付工数は、表-4・45 を標準とする。

表-4・45 固定設備標準据付工数

区分	標準工数	職種別構成割合 (%)	
		据付工	普通作業員
固定設備	$y = \frac{33}{x+19} + 8$	80	20

(注) 1. y は標準工数 (人/t) , x は据付質量 (t) である。

2. 標準工数の範囲は、コラムパイプ、吐出弁、吐出管、継手、付属設備（補助燃料タンク、照明設備、水位計）の準備、据付け及び後片付けまでとし、ポンプ及び電源・操作設備は含まない。
3. 本工数は、ラフテレーンクレーンにより据付可能な場合のものである。
4. 吐出管が鋼管（鋼板を加工する場合も含む）以外の場合は別途積算するものとする。

(2) 可搬設備取付・取外し工数

可搬設備の取付・取外し工数は、表-4・46 を標準とする。

表-4・46 可搬設備標準取付・取外し工数

区分	標準工数 (人/ポンプ 1 台)	職種別構成割合 (%)	
		据付工	普通作業員
可搬設備	取付け	4.0	80
	取外し	1.2	75

(注) 1. 可搬設備の取付工数の範囲は、ポンプ本体、電源・操作設備の準備、取付、現場総合試運転及び後片付けまでとする。

2. 可搬設備の取外し工数の範囲は、ポンプ本体、電源・操作設備の準備、取外し及び後片付けまでとする。
3. 本工数は、新設時に適用するものとし、ポンプ排水運転時（出水時・管理運転時）の積算には適用できない。
4. 本工数は、ラフテレーンクレーンにより取付け・取外し可能な場合のものである。

(3) 付属設備

別途単独で据付けを行う付属設備の据付けについては、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

(4) その他工数

前記 (1) ~ (3) の工数には、次のものは含まれていないので別途積算するものとする。

1. 配筋工事、水替工事、運搬路等の仮設工事、現場塗装工事。
2. 二次コンクリート、各機器の基礎、シンダーコンクリート、掘削等の土木工事。

3-3 機械経費

固定設備の据付け及び可搬設備の取付・取外しに係る機械経費は、必要に応じてトラッククレーン、溶接機等について計上するものとする。

3-4 試運転費

試運転は、可搬設備取付工数に含まれているので、計上しないものとするが、必要な燃料油脂費のみ次式により算定し計上する。

$$W = 0.159 \times PE \times T \times Y$$

W : 動力費 円

PE : 発電機出力 kW

T : 試運転実働時間 h (積上げによる)

Y : 燃料単価 円/L

4. 間接工事費

4-1 共通仮設費

共通仮設費は、「第 1 章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

4-2 現場管理費

現場管理費は、「第 1 章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

4-3 据付間接費

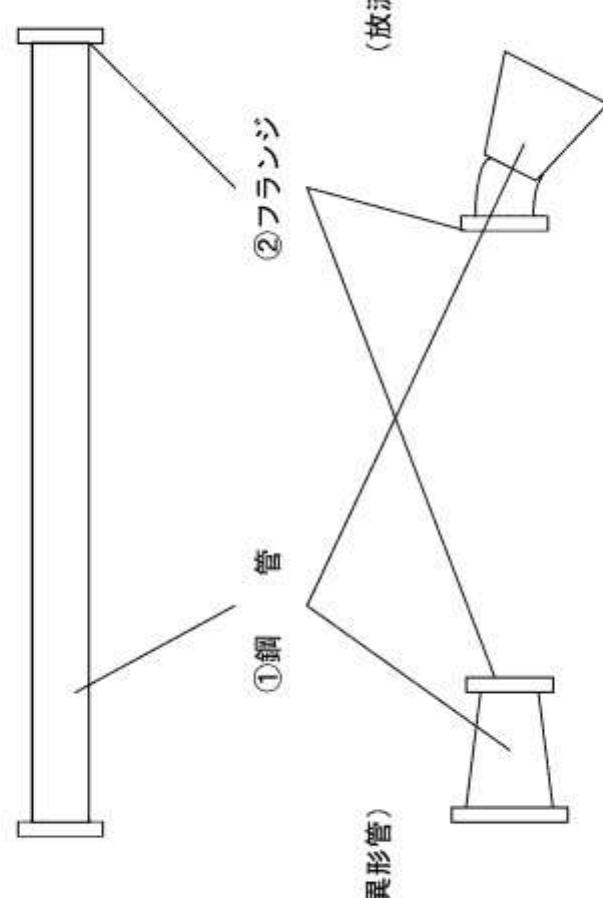
据付間接費は、「第 1 章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

5. 設計技術費

設計技術費は、「第 1 章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

基準の解説

別表-1 直接材料費区分表

区分 配管	
吐出管	(直管・曲管)
	●直接部材費
	(番号 名 称)
	① 鋼管
	② フランジ
	③ 棒鋼 等
	●部品費 ゴムパッキン、ボルト・ナット
	
	①鋼管 (異形管)
	②フランジ (放流端)
	③侵入防止策 (棒鋼等)

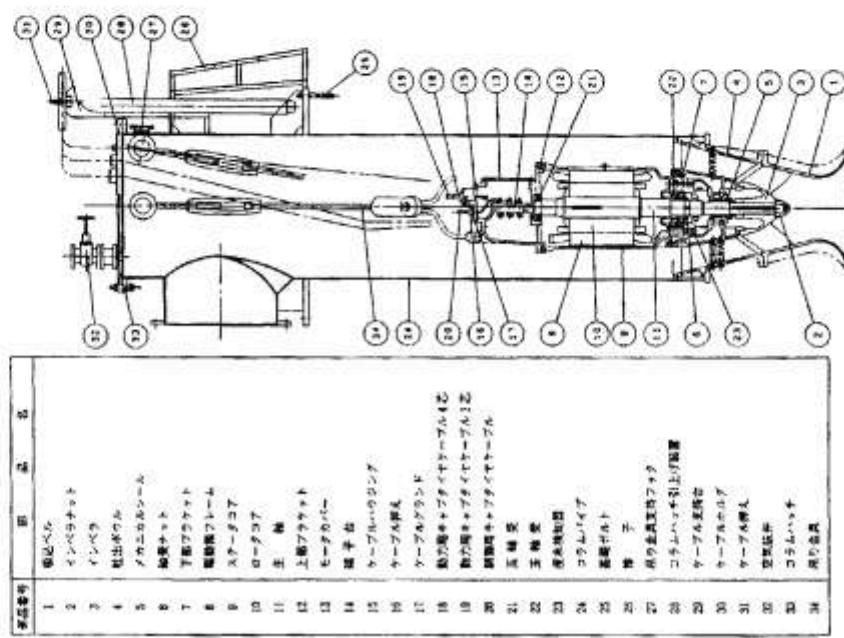
注) 吐出管の材料が、配管用炭素鋼钢管（SGP）、配管用アーク溶接炭素鋼钢管（STPY400）及び一般構造用圧延鋼材（SS400）の場合を対象とする。
 フランジの材料は、一般構造用圧延鋼材（SS400）の場合を対象とする。

別表-2-1 機器単体費区分表

区分 ポンプユニット

●機器単体費

番号	名 称
①	ポンプ本体（付属品含む）
②	コラムパイプ（付属品含む）

①ポンプ本体（中図）
ポンプ用ケーブル（動力用・制御用）を含む
(付属品)

- ・ケーブル用
- ・0.5t手動チェーンブロック
- ・梯子
- ・ケーブル支持台

注）※ポンプ 2 台に 1 台標準準

②コラムパイプ（右図）
(付属品)

- ・吊り金具
- ・ケーブル押え
- ・コラムハッチ（縦付ボルト含む）
- ・コラムハッチ引上装置
- ・空気抜弁及びバイブ

ポンプユニット構造図

注）付属品は、機器単体費で計上

別表-2-2 機器単体費区分表

区分 配管	
●機器単体費	
番号	名 称
(3)	弁 (吐出弁)
(4)	継手 (可撓伸縮継手)

配管断面図 (参考)

④可撓伸縮継手

- ・ボルト・ナットは部品費で計上

③吐出弁

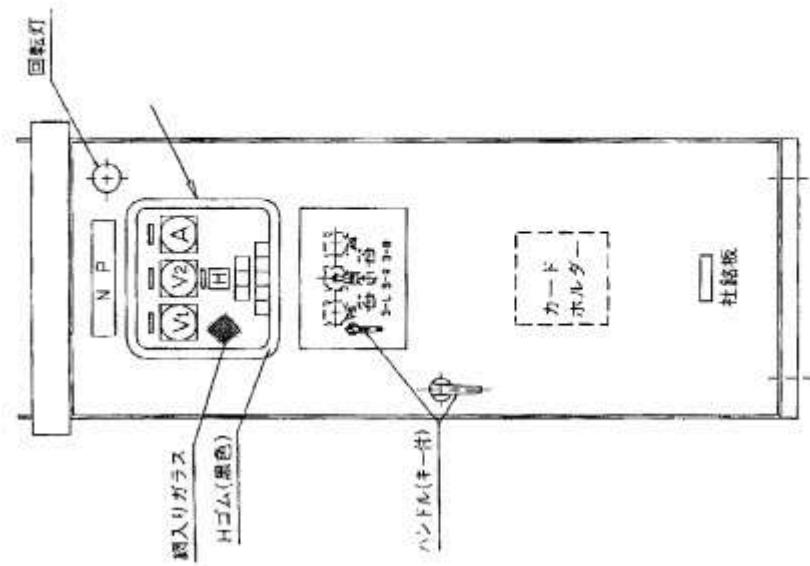
- ・ボルト・ナットは部品費で計上

別表-2-3 機器単体費区分表

区分 電源・操作設備

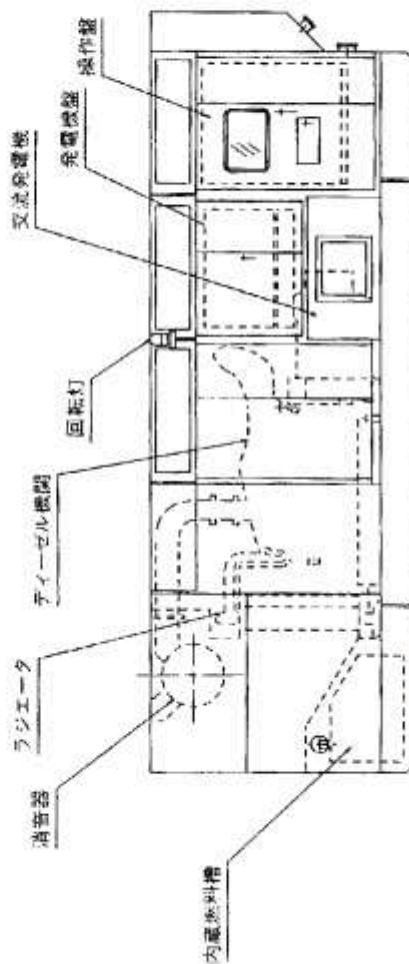
●機器単体費

番号	名 称
⑤	発電装置



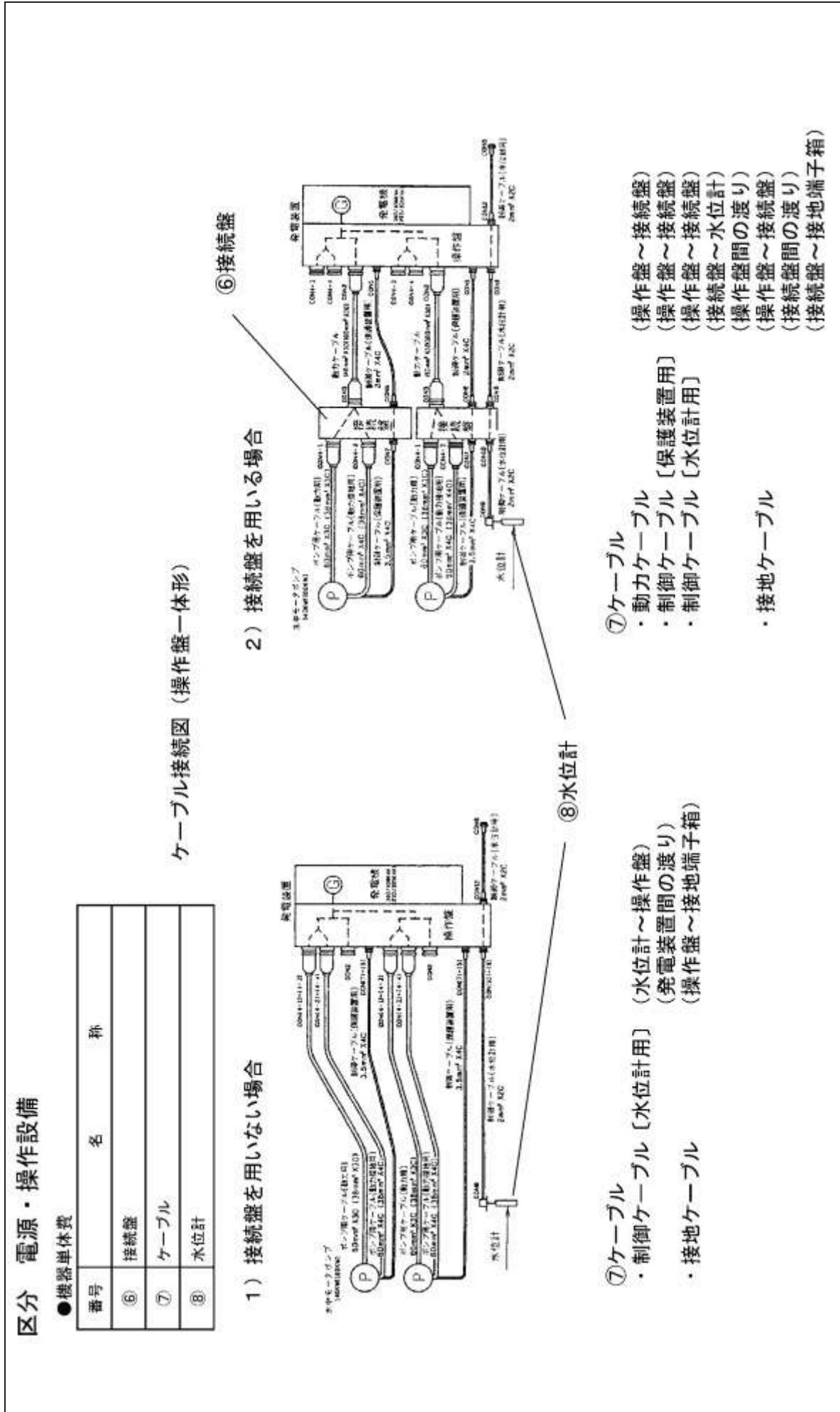
操作盤

注) 操作盤独立形の場合、操作盤は機器
単体費で計上

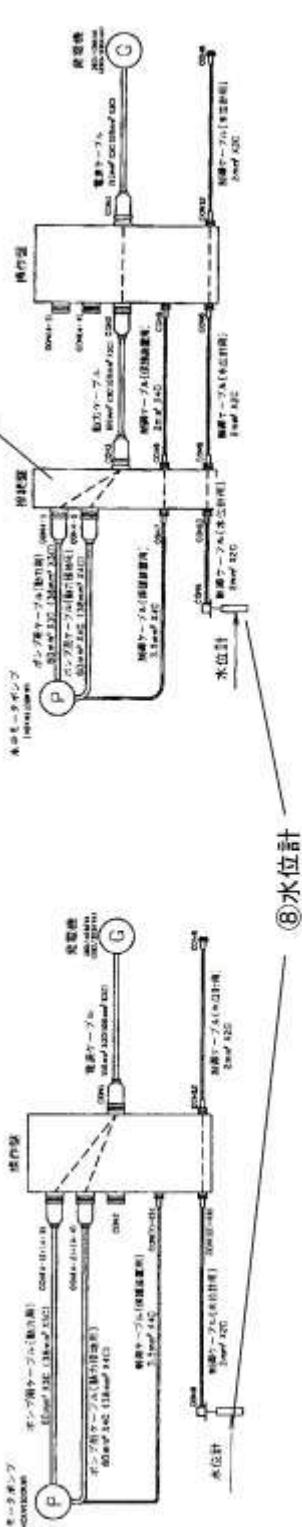
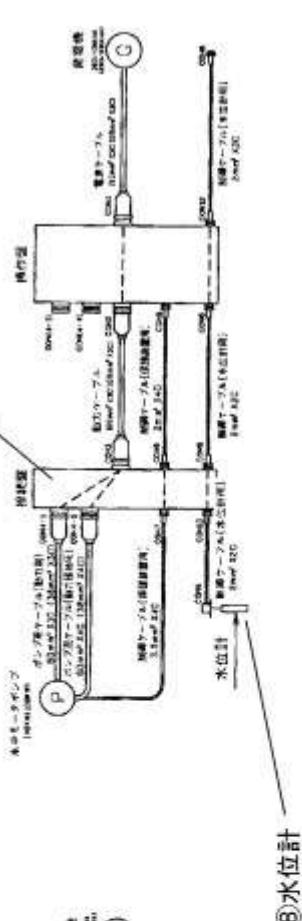


⑤発電装置（操作盤一体形）

別表-2-4 機器単体費区分表



別表-2-5 機器単体費区分表

区分 電源・操作設備		
●機器単体費		
番号	名 称	称
(6)	接続盤	
(7)	ケーブル	
(8)	水位計	
ケーブル接続図 (操作盤独立形)		
1) 接続盤を用いない場合		
		
2) 接続盤を用いる場合		
		
(6) 接続盤		
(7) ケーブル		
①電源ケーブル (発電装置～操作盤) (操作盤～水位計) (操作盤間の渡り) (発電装置～操作盤) (操作盤間の渡り) (操作盤～接地端子箱)		
②動力ケーブル [水位計用] (操作盤～操作盤) (操作盤間の渡り)		
③制御ケーブル [保護装置用] (操作盤～操作盤) (操作盤間の渡り)		
④制御ケーブル [水位計用] (操作盤～操作盤) (操作盤間の渡り)		
⑤操作盤間の渡り (接続盤～操作盤)		
⑥操作盤間の渡り (接続盤～接続盤)		
⑦操作盤間の渡り (接続盤～接地端子箱)		
(8) 水位計		
(9) 接地ケーブル		
①接地ケーブル (操作盤～操作盤) (操作盤～接地盤) (操作盤間の渡り) (接続盤間の渡り) (接続盤～接地端子箱)		

別表-3-1 標準工数算定要領

区分	標準据付工数算定式	標準工数の範囲
固定設備	$y = \frac{3.3}{x + 1.9} + 8$	<p>標準工数の範囲：図-1参照</p> <p>標準工数の範囲は、コラムパイプ、吐出弁、吐出（鋼）管、経手（可撓伸縮継手）、付属設備（補助燃料タンク、照明設備、水位計等）などのポンプ設備に関する機器の、準備・据付及び跡片づけまでとする。</p> <p>本工数は、トラッククレーンにより据付可能な場合のものである。</p> <p>y : 標準据付工数（人／t） x : 据付質量（t）</p> <p>図-1</p> <p>注) コンクリート支持台、トラフ、路面処理、洗掘防止工等の土木工事は別途積算する</p>

別表-3-2 標準据付工数算定要領

区分	標準据付工数算定式	標準工数の範囲	
		標準工数の範囲	取付工数の範囲
可搬設備	取付・取外し工数 (人/ポンプ 1 台)	標準工数	取付工数の範囲: 図-2 参照
	区分	標準工数	取付工数の範囲は、ポンプ本体、電源操作設備（発電装置、接続盤、ケーブル、ケーブルリール等）などの準備・据付、現場総合試運転及び跡片づけまでとする。
	取付	4.0	取外し工数の範囲は、ポンプ本体、電源操作設備（発電装置、接続盤、ケーブル、ケーブルリール等）などの取外し及び準備跡片づけまでとする。
	取外し	1.2	本工数は、新規設置時のみ適用するものとし、ポンプ稼働時（出水時・管理運転時）の積算には適用しないものとする。
			本工数は、トラッククレーンにより取り付け・取外し可能な場合のものとする。 吐出管がサニーホースの場合は別途積上げるものとする。

図-2

